

新潟市西蒲区空き家改修等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市西蒲区空き家バンクに登録された空き家を自己の居住の用に供するために購入した者であって、当該空き家のリフォームまたはハウスクリーニングを行う者に対し、その費用の一部を補助する新潟市西蒲区空き家改修等支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家バンク 新潟市西蒲区空き家バンク実施要綱に基づく空き家バンクをいう。
- (2) 補助対象空き家 空き家バンクに登録された物件であって、自己の居住の用に供するために空き家バンクを利用して売買契約が締結された空き家をいう。

(申請者)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助対象空き家の所有者（他に所有者が存在する場合は、全員の同意を得ている者に限る。）であること。
- (2) 補助対象空き家に10年以上継続して居住する予定であること。
- (3) 過去に補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 新潟市空き家活用推進事業補助金の交付申請をするものであること（同補助金の要件に該当する場合に限る。）。
- (5) 市税を完納していること。
- (6) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 補助対象空き家において実施する対象リフォーム工事（既存の床面積の2分の1を超えない範囲の一部改築、一部増築又は一部減築を含む。）及び対象ハウスクリーニングであること。
- (2) 市内に本社、本店、支店若しくは営業所を有する法人（工事見積書の内訳証明書及び契約書において市内の住所が確認できるものに限る。）又は市内に住所を有する個人事業主に発注するものであること。

- (3) ハウスクリーニングにおいて家財道具等の搬出、運搬及び処分を行う場合は、一般廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項又は第6項の規定による許可を受けた者）に発注して行うものであること。
- (4) 対象リフォーム工事及び対象ハウスクリーニングの補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の合計が10万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）以上であること。
- (5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）その他関係法令に適合するものであること。

（補助対象経費）

第5条 補助対象経費は、補助対象事業に係る経費とする。ただし、次の各号に掲げる経費、消費税及び地方消費税相当額を除く。

- (1) 別表に掲げるリフォーム工事及びハウスクリーニングに係るもの
- (2) 市の他の助成事業と補助対象経費を重複して補助金交付を受けている又は受ける予定のもの

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、その上限は50万円とする。

2 補助金の交付は、一の建築物につき1回を限度とする。

（申請者の責務）

第7条 申請者は、関係法令を遵守し誠実に補助対象事業を行うとともに、紛争防止に努めなければならない。

（補助金の交付申請）

第8条 申請者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 対象リフォーム工事に係る工事見積書（請負契約書）の内訳証明書（リフォーム工事を補助対象とする場合に限る。）
- (2) 対象ハウスクリーニングに係る見積書又は金額がわかる書類の写し（ハウスクリーニングを補助対象とする場合に限る。）
- (3) 補助対象空き家の全景写真（申請時点の状況が確認できるもの）
- (4) 対象リフォーム工事を行う場所の現況を示す写真（リフォーム工事を補助対象とする場合に限る。）
- (5) 対象ハウスクリーニングを行う場所の現況を示す写真（ハウスクリーニングを補助対象とする場合に限る。）
- (6) 補助対象空き家の登記の全部事項証明書（建物）又は登記情報サービスによる登記情報（申請日前3月以内かつ申請者へ所有権移転登記完了後のもの）

- (7) 新潟市制度用納税証明書（申請日前1月以内のもの）
 - (8) 補助対象事業実施後の居住の用に供する部分の床面積及びそれ以外の部分の床面積が確認できる図面（店舗等併用住宅に限る。）
 - (9) 一部増築、一部改築又は一部減築の工事に係る部分の床面積及び既存部分の床面積が確認できる図面（当該工事を補助対象とする場合に限る。）
 - (10) その他市長が必要と認める書類
- 2 申請者は、補助金の交付の決定を受ける前に補助対象事業を実施してはならない。

（補助金の額等）

- 第9条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、当該申請内容の審査及び必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付又は不交付を決定し、その旨を補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式2）により申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、予算の範囲内において補助金の交付を決定するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（補助対象事業の変更）

- 第10条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業を変更しようとするときは、補助金変更交付申請書（別記様式第3号）に、第8条1項各号に定める書類のうち当該変更に係るものを添付し、あらかじめ市長に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の内容を実質的に変更するものでなく、その細部を変更するものであって、補助金の額に増額の変更が生じないものは、この限りでない。
- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、これを審査し、適当と認めるときは、補助金変更交付決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（補助対象事業の廃止）

- 第11条 補助事業者は、交付決定を受けた補助対象事業を廃止しようとするときは、速やかに廃止申請書（様式第5号）により、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、これを審査し、適当と認めるときは、補助金交付決定取消通知書（別記様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

- 第12条 補助事業者は、補助対象事業の完了後速やかに、補助金実績報告書（別記様式第7号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。
- (1) 対象リフォーム工事を含む工事請負契約書の写し（リフォーム工事を補助対象とした場合に限る。）
 - (2) 対象リフォーム工事に要した費用の支払いが確認できる書類（領収書の写し、銀行

の振込明細書の写し、通帳の写し、その他これらに類するもので、リフォーム工事を補助対象とした場合に限る。)

- (3) 対象リフォーム工事が行われた場所の工事後写真（リフォーム工事を補助対象とした場合に限る。)
- (4) 対象ハウスクリーニングの契約書の写し（ハウスクリーニングを補助対象とした場合に限る。)
- (5) 対象ハウスクリーニングに要した費用の支払いが確認できる書類（領収書の写し、銀行の振込明細書の写し、通帳の写し、その他これらに類するもので、ハウスクリーニングを補助対象とした場合に限る。)
- (6) 対象ハウスクリーニングが行われた場所の施工後写真（ハウスクリーニングを補助対象とした場合に限る。)
- (7) 申請者の住民票の写し（補助対象空き家に居住したことが分かるもの）
- (8) 交付決定を受けた補助対象事業の内容を変更した場合（軽微な変更の場合に限る。）は、当該変更の内容が確認できる書類
- (9) 建築基準法第6条第4項に規定する確認済証の写し（対象リフォーム工事の実施にあたり、同条第1項に規定する確認の手続きが（建築基準法第87条において準用する場合を含む。）が必要な場合に限る。)
- (10) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による実績報告を受理したときは、当該報告内容の審査及び必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは交付決定した額の範囲内において補助金の額を確定し、補助金確定通知書（別記様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) その他関係法令及びこの要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による交付決定の取消しをした場合は、補助金交付決定取消通知書（別記様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還等）

第15条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部の取消しをした場合において、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、補助金返

還命令書（様式第9号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（関係書類の整備及び保存）

第16条 補助事業者は、補助対象事業における経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を備え、補助金の交付決定日が属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間保存しなければならない。

（報告又は調査）

第17条 市長は、補助金の交付に関し必要と認めるときは、補助事業者に対し、報告を求め、又は職員に調査させることができる。なお、補助事業者は、当該報告又は調査に協力するよう努めなければならない。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第5条関係）

種別	補助の対象外となる経費
リフォーム工事に係る経費	次の各号に掲げるものに係る経費とする。 (1) 家具（カーテン及びブラインドを含み、造り付けのものを除く。）、電化製品（エアコンを含む。）暖房器具及び照明器具等の備品に係るもの (2) 電信、電話及び通信等設備に係るもの（建築物内の工事に係るものを除く。） (3) 店舗、事務所、作業場その他居住の用に供する部分以外の部分に係るもの (4) 外構、植栽（植樹、剪定など）及び居住の用に供さない別棟の建築物（車庫、物置、倉庫など）に係るもの (5) 下水道接続及び浄化槽設置並びに雨水浸透ます及び雨水タンクの設置に係るもの (6) 太陽光発電システム及びペレットストーブの設置に係るもの (7) 設計、工事監理及び申請手数料など工事請負以外に係るもの (8) 他の補助金交付を受けている又は受ける予定のもの (9) その他補助対象として市長が不適当と認めるもの
ハウスクリーニングに係る経費	次の各号に掲げるものに係る経費とする。 (1) 他の補助金交付を受けている又は受ける予定のもの (2) その他補助対象として市長が不適当と認めるもの

年 月 日

（宛先）新潟市長

（申請者）

住 所	〒
(ふりがな) 氏 名	
電話番号	

新潟市西蒲区空き家改修等支援事業補助金交付申請書

新潟市西蒲区空き家改修等支援事業補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、本申請書及び添付書類に記載の事項は事実と相違ありません。

補助対象 空き家	所 在 地	新潟市西蒲区		
	空き家バンク 登録年月日	年 月 日		
補助対象経費 (C)		円 (第三面より)		
補助金申請額 (F)		円 (第三面より)		
補助対象事業の着手・ 完了予定年月日		(着手)	年 月 日	
		(完了)	年 月 日	

（申請者が、申請手続きを代行者に委任する場合はご記入ください。）

下記の者を本申請に係る申請等手続きの代行者として委任します。				
手 続 き 代 行 者	住 所	〒		
	会 社 名		担 当 者 名	
	電 話 番 号		E メ ー ル	

別記様式第1号（第二面）（第8条関係）

補助対象事業に係る仕様書

（リフォーム工事の内容）

外 部	工事種別		工 事 概 要	
	①	屋根リフォーム		
	②	外壁リフォーム		
	③			
内 部	室 名		改修部位	工 事 概 要
	④		床	
			壁	
			天井	
			その他	
	⑤		床	
			壁	
			天井	
			その他	
	⑥		床	
			壁	
			天井	
			その他	
	⑦		床	
			壁	
			天井	
			その他	
	⑧		床	
			壁	
			天井	
			その他	

（対象ハウスクリーニングの内容）

室 名 等	ク リ ー ニ ン グ 内 容

別記様式第1号（第三面）（第8条関係）

（補助対象経費） ※税抜きで記載してください（消費税は補助対象外）。

項 目	金 額	備 考
リフォーム工事費 (A)	円	工事見積書の内訳証明書の 補助対象経費の額
ハウスクリーニング費 (B)	円	ハウスクリーニング見積書の 補助対象経費の額
補助対象経費 計 (C) = (A) + (B)	円	第一面の (C) 欄へ

（補助金申請額）

項 目	金 額	備 考
リフォーム工事費 (D)	円	$(A) \times 1 / 2$
ハウスクリーニング費 (E)	円	$(B) \times 1 / 2$
補助金申請額 (F) = (D) + (E)	円	上限50万円 千円未満切り捨て

（補助対象要件に関する確認事項） ※項目を確認し、□に✓印を記入してください。

確認	確認項目
☐	本事業に実施について、所有者等の全員の同意を得ています。
☐	本事業によりリフォーム又はハウスクリーニングした住宅に10年以上継続して居住します。
☐	暴力団員又は暴力団等と関係を有する者ではありません。また、必要に応じて、市が求める必要書類を提出し、市が警察に照会することに同意します。
☐	上記のほか、申請の内容は要綱に定める各条項に適合します。

別記様式第 1 号の 2 （第 8 条関係）

工事見積書（請負契約書）の内訳証明書

年 月 日

（あて先）新潟市長

（工事業者）
住 所
会 社 名
代表者名

申請者_____様の新潟市西蒲区空き家改修等支援事業補助金の申請に係る工事の内容及び工事の内訳は、下記のとおりであることを証明します。

（工事の内容及び内訳明細表）

補助対象経費	
工事種別	金 額（税抜）
屋根リフォーム	円
外壁リフォーム	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
補助対象経費 合計 （B）	円

（確認事項） ※項目を確認し、□に✓印を記入してください。

確認	確認項目
☐	上記の内訳に他の助成事業と補助対象経費を重複して補助金交付を受けている又は受ける予定のものはふくまれていません。
（注）重複とは、同一の箇所・部位の同一の工種・項目又は同一の補助対象経費において他の補助金を併用して受給していることをいう。 併用している助成事業がある場合は、事業名を記載してください。	

別記様式第 2 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

新潟市西蒲区空き家改修等支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった新潟市西蒲区空き家改修等支援事業補助金について、次のとおり交付（不交付）を決定したので通知します。

記

補助対象 空き家	所 在 地	新潟市西蒲区
	空き家バンク 登録年月日	年 月 日
補助対象経費		円
交付決定額 (不交付はその理由)		円

(交付条件)

- (1) 補助対象事業完了後、速やかに補助金実績報告書を提出すること。
- (2) 上記交付決定額は申請段階における見込み金額であり、交付する補助金額については交付決定額の範囲内において、実績報告を受けて確定するものとする。
- (3) 補助対象事業を変更しようとする場合は、あらかじめ補助金変更交付申請書を提出すること。
- (4) 補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 上記のほか、要綱の規定に違反しないこと。

別記様式第 3 号（第 1 0 条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

（申請者）

住 所	〒
(ふりがな) 氏 名	
電話番号	

新潟市西蒲区空き家改修等支援事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号の で交付決定のあった新潟市西蒲区空き家改修等支援事業補助金について、次のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

なお、本申請書及び添付書類に記載の事項は事実と相違ありません。

補助対象 空き家	所 在 地	新潟市西蒲区	
	空き家バンク 登録年月日	年 月 日	
項目		交付決定通知書に記載の額	変更申請額（内訳証明書より）
補助対象経費 （A）		円	円
交付決定額		円	
変更申請額 （C）			円
補助対象事業の 変更・完了の予定年月日		（変更）	年 月 日
		（完了）	年 月 日

※補助金交付申請書に添付が必要な書類のうち、変更に係る書類を添付してください。

第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

新潟市西蒲区空き家改修等支援事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった新潟市西蒲区空き家改修等支援事業補助金の変更申請について、次のとおり交付決定を変更したので通知します。

記

補助対象 空き家	所 在 地	新潟市西蒲区
	空き家バンク 登録年月日	年 月 日
変更補助対象経費		円
変更交付決定額		円

（交付条件）

- （1）補助対象事業完了後、速やかに補助金実績報告書を提出すること。
- （2）上記交付決定額は申請段階における見込み金額であり、交付する補助金額については交付決定額の範囲内において、実績報告を受けて確定するものとする。
- （3）補助対象事業を変更しよう場合は、あらかじめ補助金変更交付申請書を提出すること。
- （4）補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- （5）上記のほか、要綱の規定に違反しないこと。

別記様式第 5 号（第 1 1 条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

（補助事業者）

住 所	〒
(ふりがな) 氏 名	
電話番号	

新潟市西蒲区空き家改修等支援事業補助金廃止申請書

年 月 日付け 第 号の で交付決定のあった新潟市西蒲区空き家改修等支援事業補助金について、次のとおり廃止したいので、申請します。
なお、本申請書に記載の事項は事実と相違ありません。

補助対象 空き家	所 在 地	新潟市西蒲区
	空き家バンク 登録年月日	年 月 日
廃止の理由		

別記様式第 6 号（第 1 1 ・ 1 4 条関係）

第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

新潟市西蒲区空き家改修等支援事業補助金取消通知書

年 月 日付け 第 号の で交付決定した新潟市西蒲区空き家改修等支援事業補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので通知します。

記

補助対象 空き家	所 在 地	新潟市西蒲区
	空き家バンク 登録年月日	年 月 日
交付決定額		円
交付決定取消額		円
取消の理由		

年 月 日

（宛先）新潟市長

（補助事業者）

住 所	〒
(ふりがな) 氏 名	
電話番号	

新潟市西蒲区空き家改修等支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号の で交付決定のあった新潟市西蒲区空き家改修等支援事業補助金について、補助対象事業が完了したので次のとおり報告します。なお、本報告書及び添付書類に記載の事項は事実と相違ありません。

補助対象 空き家	所 在 地	新潟市西蒲区	
	空き家バンク 登録年月日	年 月 日	
項 目		交付決定通知書の記載額	実 績 額
補助対象経費 (C)		円	円
交付決定額		円	
交付算定額 (F)		※交付算定額は交付決定額以内の額 (交付算定額 ≤ 交付決定額)	円
補助対象事業の 着手・完了年月日		(着手) 年 月 日 (完了) 年 月 日	

補助金の交付先 (振込先)	金融機関名	(金融機関名) (本・支店名)									
	預金種類・口座番号 (右詰めで記入)	☐ 普通 ☐ 当座	第								号
	フリガナ										
	名 義 人										

※振込先の名義人は、補助事業者と同一としてください。

別記様式第 8 号（第 1 3 条関係）

第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

新潟市西蒲区空き家改修等支援事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった新潟市西蒲区空き家改修等支援事業補助金について、次のとおり確定したので通知します。

記

補助対象 空き家	所 在 地	新潟市西蒲区
	空き家バンク 登録年月日	年 月 日
交付決定額		円
補助金確定額		円

別記様式第9号（第15条関係）

第号
年 月 日

様

新潟市長

印

新潟市西蒲区空き家改修等支援事業補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号の で交付決定を取り消した新潟市西蒲区空き家改修等支援事業補助金について、次のとおり返還を命じます。

記

返還額	円
返還期限	年 月 日
返還理由	